# 滋賀県社会福祉審議会 第2回条例検討専門分科会

- 1 開催日時 平成29年11月7日 (火) 午前9時30分~12時00分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館3階中会議室
- 3 出席委員(五十音順、敬称略) 1 2 名石野富志三郎 岡本由美 尾上浩二 小野幸弘 垣見節子 金子秀明 北岡賢剛佐野武和 崎山美智子 重森恵津子 竹下育男 筒井のり子
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略)3名 北野誠一 鷲見德彦 渡邉光春
- 5 事務局

山元健康医療福祉部次長

障害福祉課: 丸山課長、橋本参事、清水係長、早尻主査

健康福祉政策課:海老根課長補佐

- 6 進行
  - (1) 健康医療福祉次長あいさつ
  - (2) 条例検討ワーキングでの検討状況について
  - (3) これまでの議論を踏まえた方向性(障害者差別解消法の補完部分の各論等) について

## 7 概要

# [司会]

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会第2回条例検討専門分科会 を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部次長から御挨拶申し上げます。

#### 〔健康医療福祉部次長〕

本日は、早朝より、また御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、それぞれのお立場で、県民生活の向上に御尽力いただいておりますことに、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、7月 13 日に開催させていただきました第1回条例検討専門分科会においては、 条例における対象者の範囲や条例に定めるべき内容について活発なご議論をいただき、あ りがとうございました。

その中で、「まずは障害者差別解消法の補完的な部分をしっかりと固めてから生きづら さの範囲を検討する」、「論点をつめるために分科会内にワーキングを立ち上げ、論点案 を出して、分科会に提示する」という方向性が示されましたことから、第1回分科会後、 条例の根幹となるテーマについて検討いただくため、4つのワーキングを設置したところ でございます。

詳しくは後ほど事務局から説明がございますが、これまでの間、法の補完部分についての検討を3つのワーキングにて延べ4回開催し、ご議論いただきました。ワーキングのメンバーとしてご出席いただきました委員各位には、ご多用にもかかわらず、長時間にわたり、本当に熱心にご議論いただいたと伺っております。改めて、感謝申し上げます。

本日はそのワーキングにおける議論の概要について、各ワーキングの座長からご報告いただくとともに、ワーキングでの議論を踏まえた、主に障害者差別解消法の補完部分についての論点案を事務局から提示し、方向性について委員の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

委員の皆様には、豊富な御経験、深い御見識をもとにした忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

#### [司会]

それでは、分科会をはじめさせていただきます。

はじめに、本日の分科会には、委員15名中12名の御出席をいただいており、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

では、7月13日の第1回目の条例検討専門分科会に欠席された委員におかれましては、

本日はじめて分科会にご参加いただくこととなりますので、ご紹介させていただきます。 <出席委員紹介>

なお、本日、御都合により欠席の委員を紹介させていただきます。

<欠席委員紹介>

本会議の議長については、専門分科会長に務めていただくこととなっておりますが、本 日ご欠席につき、社会福祉審議会条例第7条第4項の「会長が欠けたときは、あらかじめ 専門分科会長が使命する委員または臨時委員がその職務を代理する」という規定に基づき、 事前に分科会長から職務代理者として指名されました委員に議長を務めていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

## <資料確認>

以上です。揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお申し出 願います。

それでは、会議を進めさせていただきます。以後の進行は、同条第7条第3項および第4項の規定により委員にお願いすることになります。委員、どうぞよろしくお願い致します。

## 〔委員〕

皆様、おはようございます。今日、限られた時間で、皆様方のご意見をたくさんお持ちだと思いますので、この場でまとめていくというのはすごく難しいのかもしれませんがよろしくお願いします。

それでは、次第の報告事項であります「条例検討ワーキングでの検討状況について」、 事務局の説明をお願いします。

## 〔障害福祉課〕

(資料1 説明)

ありがとうございました。それではワーキングにおける議論の検討状況のご報告につきまして各ワーキングの座長からご報告をお願いします。

まず差別の実態把握等をご議論いただきましたワーキング①の座長の委員からご説明を お願いします。

# 〔委員〕

(資料3、4 説明)

#### [委員]

ありがとうございます。WG①の委員様から補足等ありましたらよろしくお願いします。

# 〔委員〕

WG①は、実態といいますか、事例に基づいてどのような差別が漠然と滋賀県の中にあるかどうかというのを探っていこうというのが大きな主題だったと思います。

羅列的にいろんな事例が収集された訳ですが、それをきちんとある意味での分野別というか、傾向で整理をしようということで、整理がされました。

これは最終的にはこの条例の中の各則と言われるところの、交通分野、福祉分野、教育分野といったような書きぶりにつながるということで、この分科会はその基礎的な整理を したと言えると思います。

# 〔委員〕

次に差別の定義、手話言語のあり方を議論しましたワーキング②の説明ですが、座長が ご欠席されておられますので、事務局でご説明をお願いします。

## [障害福祉課]

(資料5 説明)

#### [委員]

最後に上乗せ・横だし等の法の補完部分についてご議論いただきましたワーキング③で すが、私が座長をつとめさせていただきましたので、私から説明させていただきます。

## 〔委員〕

(資料6 説明)

## 〔委員〕

特に条例の方向は、これから深堀して、論議がなされたらいいが、大前提となるどのようにして解決していくのかというところに不安がある。どんな立派な条例を作ってもその後どう活用していくか、という不安を持っている。それをWGの中でも発言させていただいたが、皆さんとなかなかすり合っていない感触を受けています。

各条例の解決の仕組みには、今話がありましたように専門性の担保が強調されますが、 僕自身は専門にやっている人をあまり信用しないようにしている。むしろ現実にきっちり 肉薄するような実践を地域で繰り広げているかどうかが問題解決の大きな力になるのでは ないか。

ちょっと抽象的だったかもしれないが、例えば皆さん覚えておられますか、山口県下関市で職員が叩くシーンが隠しカメラで撮られていて、それがテレビで放映された。これは大藤園という施設の中で起こった事件なのですが、私は全国の人権関係の委員をしていた時に、下関に出かけていきました。そこで実際に虐待を行った人を含め、いろんな人と協議・検証を行いました。その時にびっくりしたのが、知的障害者のピープルファーストという団体の方がさかんに独自に施設の現在の経営者につめよるシーンがありました。こうして知的障害者の当事者が差別事案・虐待に対して抗議し、自分たちの手法で「それはおかしい」と伝えようとしていることをあまり専門相談員という括りでもって排除しない方がいいのではないかということを下関市の事案で強く思います。

この分科会もそうですが、内閣府にできた制度改革推進会議の時には土本君という知的 障害者の人に話を聞く、ヒアリングをするだけではなく、委員そのものに知的障害の方が なられたということがある。

だから、滋賀らしさを誇れるとしたら、批判覚悟でいうと、糸賀先生の名前をあちこち

でちりばめるのは反対であり、障害当事者が問題解決に果敢に参加しているということが 滋賀らしさとして誇れるところではないかと思う。

# 〔委員〕

ありがとうございました。ただいまのワーキングの報告について、ご意見等あろうかと 思いますが、それについては次の議題にてお願いしたいと思いますので、ここでは、内容 の確認などで質問がある方のみ受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### [委員]

4つWGでの報告を聞きまして1つわからないことがあり、疑問があります。委員からの報告の中の資料にも載っていますが、福祉的就労が違法であるというということが書かれている。これは最低賃金法の絡みなのかそのあたりのことをもう少し具体的に教えていただけないか。

#### [委員]

私から説明します。極端な意見で、全国的に認知されている意見ではないが、実は作業所と言われるところ、福祉的就労と言われるところで、雇用関係を結ばないで「社会的就労」とか「福祉的就労」とかいう言葉を使っている。そのことに問題を感じないで、どんどん雇用関係もない、労働者として認めていない形で仕事をしている。それが独り歩きしてしまっている。

滋賀県は、共同作業所の時代に事業所型といって労働関係法令を順守する作業所というのを打ち出した。それがいつの間にか、労働者性を担保していない作業所の数が圧倒的に増えてしまって、それを順守してやっていこう、A型の雇用型の就労継続支援につながるのだが、雇用関係を結ばなくてもいいという作業所で工賃倍増のために労働強化をするのは本来は労働基準法によって違法だと言われている。それを労働のあり方というところで、意見を述べたのでその報告があったということです。

#### [委員]

大切な問題だと認識しております。

## 〔委員〕

では、時間の都合上ですが、次の議事に移りたいと思います。ワーキングの議論を受け、 事務局で論点案を整理されているようですので、ここで事務局からの説明を受けた後、これまでの議論を踏まえた方向性を議論したいと思います。まず、事務局から説明をお願い します。

#### [障害福祉課]

(資料2 説明)

# 〔委員〕

ありがとうございます。ただいま、差別解消法の補完部分の各論等について説明がありました、4つのテーマについてのご意見を皆様からこれからお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### [委員]

本来なら最後まで出席すべきところだが、午後に先約がありますので、全国手話を広める知事の会にパネラーとして参加しなければならないため途中で退席します。

全国手話を広める知事の会ですが、滋賀県も含めて全国すべての47都道府県から参加があります。全国それぞれの県から他にもたくさんの行政関係者等が参加されます。手話言語法の制定へ動きや地方自治体における条例について議論がされていますが、それはさておき、この会議には少し関係ないかもしれませんが、11月3日に秋の叙勲があり、滋賀県の中では聞こえない人たちから選ばれました。野洲にお住まいの杉田静山さんという方です。滋賀県でもはじめての聞こえない方の受賞となり、私たちも嬉しく思っています。杉田さんはろうあ協会の先輩で、中途失聴で聞こえない、手話もわからない中で、聞こえない人に出会いながら手話を獲得していった方です。杉田さんは、聞こえない人と出会う中で本当に手話は大事だということ、長く手話を守るということに務めておられ、私たちも

誇りに思っています。

WGの中でもお話ししましたが、なぜ手話言語条例なのか、なぜ差別解消条例と分けなければならないのか意見を出しました。WGの皆様にはご理解をいただいて嬉しく思っています。滋賀県の中でどんな手話言語条例があうのか、これから更に議論をつめていきたいと思っています。

また、今のところはロードマップ、私もまだ不安があるところがあるが、今後この条例の中身をさらに議論を深めることによって、この分科会の中でするのか、別の立場でWGを立ち上げてしていくのか、そこは私にもわからないが、意見として出させていただきたいた。

ひとつは差別解消条例も非常に大切で、必要だということは十分承知しております。中身についても差別を受けている人の事例がたくさんあるのでそこを解決していきたい、そのためにもいい条例を作りたいという気持ちはある、と同時に手話言語、皆さんも社会の中では当たり前になっていることですが、国では法律にはなっていないため、各地でそれぞれ手話言語条例が作られているという背景があります。

滋賀県としても先頭に立って是非とも手話言語条例作っていきたいと思っています。今日はろうあ協会の三役も傍聴にこられていますが、ろうあ協会からたたき台というか、手話言語条例の私案が県にすでに出されています。これらを参考にして議論を積み重ねていけばと思っています。以上です。

#### [委員]

ありがとうございます。ただいま委員から手話言語についてご意見ありました。このテーマについて他にご意見がある委員様お願いしたいと思います。

## [委員]

委員に2つの質問をさせていただきたい。それと私の意見も最後に述べたいと思う。質問のひとつは手話言語条例、私は個人的には手話の促進が図られるべきだという立場で大いに普及され、促進されるべきだと思っているが、この場合、手話という時に日本手話、日本語対応手話、中間型手話と手話も3つの類型があるかと思うが、この中で3つとも対

象にされているのかどうなのかということがひとつ。

それからもうひとつの質問ですが、手話言語条例と聴覚障害者制度改革推進中央本部が 言っている情報コミニュニケーション法ということ、もっとより広くという考え方かと思 いますが、情報コミニュニケーションではなく、手話言語だということであれば、そのあ たりのご意見を伺いたい。

私はなぜそれを聞きたいかというと、確かに障害者権利条約において、第2条では手話を言語として規定しています。また、第21条では手話の使用や促進の規定している、ただし、手話を他の言語と同等に扱うという規定は権利条約の中にはないと思います。

意思疎通のための手段には、日本手話以外の手話、言語や身振り、図示や触覚による意思伝達なども含まれると、障害者基本法では第3条で手話は言語であることを規定していて、第22条では情報バリアフリーに向けた施策も規定している。

手話には3つあるということと、聞こえない方で筆談、要約筆記のユーザーがたくさん いらっしゃるということもあり、もうひとつ情報バリアフリーに向けた取組は障害者基本 法に明記されていて、着実な実施が図られることが期待されているということが言えると 思う。

手話言語を中心として、もっと幅広く筆談、要約筆記、場合によっては自閉症のブレーンコードも含めて意思疎通をするということをみんなでそれぞれのコミニュニケーションのあり方を大切にしていくという立場に立って、手話を普及促進していくということは重要な立場であることは確認しつつ、もっと広げて情報コミニュニケーション法のような条例が必要ではないかと思います。

今申し上げたように、第3次の障害者基本計画の中にもこのことを推進していこうと書かれていますし、今第4次が計画されていますが、ますますそのことが大切になっていくということで、様々なところで手話の普及は進められていくのではないかと思いますので、もしどうしても条例ということであれば、個人的な意見だが、議員提案の方がなじむのではないのかということを意見として申し添えたい。

くどいようだが、手話の普及促進は大切なことだが、他のコミニュニケーションツール、 手段にも配慮しながら一緒にそれらのコミニュニケーションが必要であるということを位 置づけていくことが重要ではないのかと思っています。

# 〔委員〕

ありがとうございます。委員から今の質問に2つあったのですが、お願いします。

## [委員]

今の意見を聞いて、非常に関心を持ってもらっていることがとても嬉しく感じている。 ありがとうございます。

手話に関してですが、私は今手話で話していますが、それは日本語対応手話ではありません。手話そのものであり、日本語対応手話なのか中間手話なのかきちんと定義はない。 幼児から聞こえなくなった私にとって、手話は知らずに育ちましたが、ろう者、聞こえない先輩方と付き合う中で身に着けてきた。また、途中で聞こえなくなった場合は、はじめは日本語をもっているので、その上に手話を取得していく、付き合いの中で手話を身に着けていく、その人なりの手話が身に着いていく。

聾学校があるが、聾学校は手話を教える場ではありません。先ほどもお話しましたように、聾学校は口話といいまして、口で話しましょう、口を読みましょうという厳しい教育をしてきました。だから、手話がなかなか身につかない子どもたちがいましたが、それがどんどん変わってきまして、手話も身につけている子どももいるという環境に整ってきつつあります。そこに至るまでには大変な苦労があった。手話はこれだという決まりはないため自由に表していいと思います。

国連では、権利条約の第2条で手話は言語であると明記され、その考え方は、国も認めております。手話は言語であるという、サインランゲージは手話言語のことです。世界を見ると手話は当たり前のように使われています。日本は立ち遅れています。条例を作ったところもその辺も説明をしてくれています。

今大切な質問をいただきました。情報コミニュニケーションをどう位置付けるかという話ですが、まず言語はどういうことかということを考えないといけない。皆さん話しているのは音声言語で、手話は別の言語です。その2つは言語として対等にあります。

情報アクセシビリティということがありますが、情報アクセスというのはその両方にあります。コミニュニケーションの方法は選択できます。音声言語なのか手話言語なのか選

ぶことができます。コミニュニケーションの手段の中にはもちろん手話も含まれます、点字も含まれます、知的障害者の方の意思疎通の手段も含まれます、たくさんのものが含まれており、どれを選ぶかは本人が選択する訳です。その上に手話を使う、それができない場合は筆談を使うという情報アクセシビリティがあるのです。

一方で、音声言語なのか手話言語なのか選ぶのは考え方が分かれます。そういう整理ができると思います。WGで説明をさせていただきましたが、情報コミニュニケーション法は手話言語条例とは別のものです。そのあたりも整理ができるかと思います。

確かに情報コミニュニケーションということは大切だと思いますので、差別解消条例の中にコミニュニケーションを入れていけばいいのか、ただ、情報アクセスとは整理が必要になってくるかと思います。

手話言語条例を作っていただくと、聞こえない子どもが手話を獲得できる保障ができる、 また、その親も手話を学ぶという保障がされる訳です。情報コミニュニケーション条例で は情報のアクセスということですので、そこの部分が担保されません。そこが大切です。 そのあたりを整理してもらったらありがたいです。幅広い話になりましたが、以上です。

## [委員]

ありがとうございます。いずれにしても共生社会の実現には障害のある人とない人の分け隔てないことが重要であると同時に、障害のある方の間における分け隔てがないということも重要になると思います。筆談、要約筆記のユーザーの人たちが取り残されないものをしっかりと作ることも必要なのではないかと思い、話をさせていただきました。

#### [委員]

ありがとうございます。他の委員様からいかがでしょうか。

## [委員]

今の続きで、委員に教えていただきたいのですが、私も今の委員と同じことが気になっています。手話言語条例を作ることによって、新たに置き去りにされる人がでてくるのではないかということが気になりだしました。

今お聞きするところによると聾話学校で手話を教えてもらえないから、ろうあ者の中に も手話は広まらないと、音声言語と手話言語とどちらかを選ぶとしたら聾話学校では音声 言語しか選ばせてもらえないから手話言語条例が必要だというようにも受け取れました。

それならば、余計に枠を狭めている感じで、ろうあ者だけの間で手話が広げればいいのではないか、それとコミュニケーション法は別だというのであれば、むしろ差別解消条例の中に入れた方が一般の人にも受け入れてもらえて、手話できないとダメなのではないかとか普通学校にも手話ができる先生を配置してほしいとか要望というか、ここが変だということを堂々とみんなで言えるのではないでしょうか。

## [委員]

委員ご意見がございましたら。

#### [委員]

今のご質問も大切なことで、素朴な疑問だろうと思っております。現在は、聾話学校で手話も取り入れている教育の環境はあります。昔と比べたら変わってきている。聾話学校の先生も確かに聞こえない子どものために非常に頑張っておられますが、2,3年で先生の異動があります。そこは悲しい現状があるということです。せっかく手話を身に着けたのに人事異動で先生が変わってしまい、また新しい先生が来る、そうすると子どもたちはこの先生の言うことがわからない、手話を覚えよう、でもまた覚えても異動になる現状があります。

聞こえない子にとっては手話も覚えたい、その保障が全くないという状況にあります。 そういった面で聾話学校は今悩んでいるところだと思います。前は手話がなくなるのでは ないかという危機感が実はありました。そういった面ではどう解決していくのかは、差別 解消条例に盛り込むのは厳しい面があるのではないか。

手話言語条例は福祉分野だけでなく、教育分野も含める、また労働・雇用分野も含めていくという幅広く含めていく、横断的に考え方を持つ必要があると思っています。

差別解消条例に情報コミュニケーションが含まれるということはあり得ますが、手話というコミュニケーションの方法だということにとどまってしまいます。そうすると、養成

や普及といったところには広がらず、結果的に差別解消につながらないという意見があります。ですから、手話言語条例が必要だという意見を私はあえて申し上げています。

他の例で言いますと、埼玉県では3月議会で手話言語条例と差別解消条例を同時に提出・ 採択される。垣見委員の質問の議論があったと聞いています。こうした議論の中で更に広 がっていくのではないかと期待しております。

## 〔委員〕

ありがとうございます。委員よろしいでしょうか。では、他の委員様からご質問等、ご 意見などございましたら。この言語条例につきましては委員の退席もございますので、先 にさせていただいておりますが、よろしいでしょうか。

ではこの手話言語条例につきまして、ご意見いただき、次のところに入らせていただき たいと思います。それではそれ以外の差別の定義、法の上乗せ・横だし、差別があった場 合の解決の仕組みについて、どの論点からでもけっこうですので、委員の皆様からご意見 をお伺いしたいと思います。可能な限りご発言をお願いします。

#### [委員]

2つのことを話したいと思います。ここで発言をするような話なのかどうかというところはありますが、障害に対する考え方が社会的障壁に変わってきた、医療モデルから社会モデルへということがある、この考え方に立って考えると、必ずしも診断上の障害のある人だけでなくて、その時にその人が置かれた社会的環境によって誰もが障害を持つということになり得るということなので、滋賀県で今回作る条例は、滋賀に根付く福祉の思想・考え方を基本とするならば、また、社会的な変化から考えれば、誰一人置いていかないという考え方に立った条例の基本が大事になるのではないかということがひとつ。

2つ目は、先ほども報告で出ていましたが、複合的な、障害者権利条約で言えば第6条になると思うのですが、女性のことが書かれてあって、このことは総論で書くのがいいのではないかという話がありましたが、私もぜひこれを明記していただきたいと思っています。

例えば最近障害のある女性の方と何人か会って話をする機会があるのですが、結婚をし

て、妊娠をしたと、そしたら親からも医者からも中絶を進められたという話を聞きました。 正直に言うと驚きましたが、まだまだこういう状況に追い込まれていく障害のある女性の 人たちのことを知りまして、この条例には障害があり、女性であるという複合的な差別に 陥りやすい人たちに対して、こういう人たちがいるということをしっかりと全体の中で書 いてもらって、障害のある人たちが自分の意思で子どもを産み、育て、子育てをしていく ということを実現できる、それを支えていく街でありたいということを条例の総論の中で 書き込んでいく必要があるのではないかと思います。

私も 16 年間知的障害の方の入所施設で働いていて、知的障害のある方同士が恋愛感情を持った時に興味を他にそらす、深入りしない方がいいのではないかということに関わってきた職員であった反省もありまして、産み育てる環境を我々はしっかりとこういった場で発信していく必要があるのではないのかと思います。後の課題解決のあり方についてはまた後程意見を述べたいと思います。

## 〔委員〕

ありがとうございます。この条例のことをもっと深く考えるとやはり委員のおっしゃっていただいた命というところの問題になって重いものだということを改めて感じました。 他の委員様ご意見ございますか。

#### 〔委員〕

WG の報告を聞かせていただいて、生きづらさの定義で、そもそもこの条例の対象をどこに置くかというところにおいては、後の議論になるのでしょうが、私も改めてもともと知り合いだった触法の方、障害と定義されないまま、支援を必要とされない領域で生きてきて、うまく立ち回れず、こんなにも簡単に社会から排除されていくのだという方とちょうど接していまして、必ず障害という対象を決めればその周りには本来は支援を必要とする方がでてきます。

わからないことをわからないと何度も問い返すことが許されてよい社会であるべきだろうと、彼らはわかったふりをしなければならなかったり、迎合しなければならない中で、様々な困難を持ってしまったと思っています。

その意味で私はこの条例はすべての人を対象とする差別を禁止する条例であるべきだと 改めて思っています。

あと、社会から排除されがちな現象というのは、私たちもGHを作るというときは非常に厳しいご意見をいただきました。生活エリアの中で差別であったり、合理的配慮が必要なところがされなかったりということは、それぞれの地域で起こるので、相談支援体制をどうより身近なところに置いていくかが大事なことであって、これは相談して解決していくということだけでなく、その地域の中でこれ差別になるとか、生きづらさを抱えてしまうということを住民・県民の誰もが認識していくことが必要ですので、単純にどちらに非があるということではなくて、そこを享受していくような地域社会を作っていこうとするならば、生活圏域、一次圏域、二次圏域、三次圏域での相談支援の仕組みを明記しておくべきではないかと思っています。

条例が形骸化しないためにはそれを使って、研修をしたり、啓発したりということもそこの役割ではないのかと、問題の解決と同時に、この条例を普及していくためにも啓発ということも必要な仕組みとして条例に入れていくべきではないかと思います。

## [委員]

ありがとうございます。啓発という課題も言っていただきました。

#### 〔委員〕

まず1つ目の差別の定義についてということですが、私が障害者権利条約を受けた形で整理をされた差別禁止部会の不均等待遇と合理的配慮の不提供をベースにした形で条例に活かしていきたいということの上で、ただ、不均等待遇ということは耳慣れないということは確かにそうなので、むしろその言葉を使って、障害者権利条約やこの条例が目指す社会はこんなものですよということを、不均等待遇という言葉だけでなく、県民に周知するきっかけにしてもらえないかと思っています。ぜひ論点案で示されている方向で整理してほしい。

あともうひとつ、この中で各則の話があるので、そのことを併せてお話させていただき たい。先ほど委員からもお話のありました障害女性の複合的差別の件です。先ほど座長か ら報告のあった資料4の26ページの実際に滋賀で集まった事例の中で、例えば「手が不自由、保育所では健常な子と一緒にいるのが嫌で行きたくなかった。夫や母からもこんな手でと言われる。差別は家庭から生まれている」、障害のある女性ですね。2つ目「子どもが産めないと決めつけられ結婚を反対された」、見ているだけでひりひりするような事例です。

もちろん結婚する自由、しない自由、産む自由、産まない自由両方あると思いますが、 産みたいと思う人が産み育てられる、そういったことも含めて障害のある女性、障害者差 別と女性差別その両方が重なってくる、複合的あるいは交差的な差別に滋賀県の条例では しっかりと対応できる内容になってほしい。実際にこの滋賀の事例からもその必要性が見 えるのではないかと思います。

WGでも、本人の意思に反した社会的入院や入所の問題がありました。その社会的入院や入所自体が問題であるというのはもちろんですが、もうひとつは本人の意思を無視してというところで、参考になるものを紹介しますと、WGの報告にもありましたが、長崎県の条例の第19条「意思の受領における差別の禁止」、読み上げることはしませんが、具体的な場面で言うと、私たち介護者と一緒に車いすで駅を使っているとよくあるのですが、行き先を決めているのは私なのに駅員さんは私に声をかけずに介護者に「どこに行かれますか」と声をかけるということが46時中あります。要は本人の意思を無視されるという、例えば知的障害があったり、聴覚障害があったりすると車いす以上にもっとそういったことが日常茶飯事だったりするのではないか思います。本人を無視して、周りが決めるのはいけないということを、それが私も最初に長崎県の条例を読んだときには意味がわからなかったのですが、意思の受領というところに書かれていることで、この書き方だとわかりにくいので、自立とか自己決定の尊重とかもう少しわかりやすい形の書きぶりがいると思いますが、本人を無視して周りが決めるということは差別ですよということをわかりやすく書いてほしいと思います。

それに関連してですが、合理的配慮の定義のところで、ぜひ皆さんに一緒に考えてもらいたいと思いますのが、差別解消法の基本方針でもだいぶ議論になりましたが、「意思表明があった場合において」というのが合理的配慮の定義の中に入っていて、私たちのように自分のことを話せる人はそれでいいだろうけれども、ひとつはいろんな意思疎通手段が

あるということと、例えば介護者や家族が一緒にきている場合にはそれらも含む、もし知 的障害の人がひとりでお店に来ていて何か困っているなということがあれば、合理的配慮 をするのが望ましいということが基本方針で書かれている。

それを受けて新潟市の条例の第2条の合理的配慮の定義のところで、「ア 障がいのある人が社会的障壁の除去を求めている場合」、これは差別解消法の書きぶりです。「イ 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難であって、その保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者が、その障がいのある人のために社会的障壁の除去を求めている場合」、「ウ 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識しうるとき。」という意思表明がある場合、または周囲がそのことを認識しうる場合というのを滋賀県の合理的配慮の定義に入れてもらえないだろうかと思います。

別府市で言いますと、定義のところですが、先ほどの意思の受領とも重なるところですが、「自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できることをいう。」という定義をした上で、第 10 条「市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。」、いわば地域での自立を支援するということです。

更に「5 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに」、そのための社会資源の充実もしていかなければならないとこれが今後議論される生きづらさの解消とも関係してくると思いますが、自己決定を中心に置いた自立を定義した上で自立の支援という条文をWGの議論を踏まえて入れてほしい。

教育のところですが、WGで地域において共に学ぶということが基本だという話がありました。それでいい書きぶりだと思ったのが名張市の条例の第12条です。「市及び学校等は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次に掲げる行為を行ってはならない。」ということで、必要な情報提供を行わない、本人および保護者の意思を尊重せずに就学先を決めることは差別ということの上で「2 市及び学校等は、共に生き、共に学び、共に育ち合うことを基本とし、学校教育の場において、障害のある人が、その年

齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにしなければならない」という、ここの「共に生き、共に学び、共に育ち合うことを基本とし、」という条文を滋賀県では設けてもらえないかと思っています。

各則のところは他のところの条例をコピーするということではなく、これから議会等い ろんなところで議論いただくときに、理想形を言っているのではなくて、実際に他の自治 体の条例でもこれくらいのところまでいっているから、それを一歩進んで滋賀県の条例で はいきましょうという意味でぜひ参考にしていただければと思っています。

以上が各則ですが、あと2つだけ意見を述べさせてもらいます。上乗せ・横だしのところに関連して、WGで定められたような形、つまり合理的配慮を民間事業者にも義務付けていくということを含めて、「何人も」という規定を置くということをしていただいた上で、実効性を持たせていくために、明石市のような合理的配慮の助成のようなもの、それに係るような条文、例えば「この条例の推進のために財政的措置を講ずる」という規定を設けてもらえないかというのが意見です。

最後、これから解決の仕組みについてはWGの議論もあると思うのですが、単に福祉の制度のことを知っているという、いわゆる今までで言う相談支援専門員というレベルではなく、障害者の権利全般に向きあう方になってほしいと思うので、社会モデル研修というのか社会的障壁を取り除くことが相談に当たる人の主な役割ということで、差別解消に関わるスタッフ、関係者は社会モデル研修を受けなければならない、更に当事者で社会モデル研修を受けている人がいれば一番いいなと思ったりしますが、少なくとも社会モデル研修をスタッフだけでなく、県民全体に社会モデルを広げていくこと自体が、この条例を広げていくことになると思うので、社会モデルの研修ということを県の責務になるのかどこになるかわかりませんが、検討してほしいと思います。

## [委員]

今お話を聞いて、さっきのことも思い返していたのですが、委員が差別解消法だと福祉 の枠だけにとどまってしまうから手話言語条例が必要だということだったと思うのですが、 今の委員の話や条例の目的、世界的に障害者権利条約を見ても福祉の枠の中でこの話をし ているのは日本とあと1、2つくらいかなと思います。福祉の枠の中でこの話をしている ことを日本に持ってきて枠づけして話すからややこしくなるのであって、ということまで話すと取り留めのない話になるのですが、先ほどの障害を持つ女性の話でも書いてあったとおり、家事ができなければ結婚の対象として思ってもらえないというのは、外から言われることだけではなくて、自分自身の中から差別してしまうようなことを植え付けられてしまう訳です。そんなこと言ったら今の若い人は料理ができない人がいっぱいいるが、みんな結婚できないのかということになってしまうので、そう思わされてしまうところが差別だと思います。

この間、国土交通省の人とオリンピック・パラリンピックがあるので、観光地の視察を したいので付き合ってくださいということで、観光地に行ってきました。バスはあまり通 らないところで予定を立てて、時間をあわせて、行ってきましたが、行きは予定どおり行 けましたが、帰りは予定どおりのバスに乗れなくて、国土交通省の方は「これは想定外だ 」と慌てておられたのですが、私たちは「予定どおり」だと笑っていました。

その後にタクシーを呼んで乗ったのですが、タクシーの運転手さんは私が乗るのに「これはブレーキ止まっているのですか。大丈夫ですか」と国土交通省の人に聞いておられるので、「私に聞いてください」と怒ったのですが、その後で国土交通省の人が「前もって聞いていたのに迂闊でした」ということをおっしゃっていて、「でも聞く方も一生懸命だし、聞かれた方も聞かれたから一生懸命答えるし、それが当たり前の世の中で、それを変えていかないといけない」と話していました。

何が言いたいかと言うと、私たちが安心して暮らせて、どこの学校でも選べて、どこの 仕事でも自由に、試験受けてそれで落とされたら仕方ないけど、就職試験受けられること は、今の生きづらさを抱えた人にも広がると思います。逆に言うと生きづらさを抱える人 たちは「私は話せるから障害者でありません」、「人に通じるから言語障害ではありませ ん」と言って、自分の障害とか自分の生きづらさをちゃんと人に伝えないことが原因にな っているような気がしています。

私は若い頃は、「脊損の人はいいよなぁ、両手使えて!」とか、「使えないのは足だけやし、どこでも行けるよなぁ」とか、「結婚もできるよなぁ」とか障害者同士で羨ましがったり、差別的だったり、この人よりは私の方がましだと思っていた時期もありました。でもそうじゃないと、みんな困る事は違うけど、困っているこということは一緒だと。

困っていることを人に伝えないと何も解決しないということに気づきました。生きづら さはそういうことではないでしょうか。この問題を福祉の枠だけにとどめて考えているこ と自体が差別ではないかと思います。

# 〔委員〕

ありがとうございます。ちょっと時間が迫ってまいりました。これまでのご意見、他の 委員様の中でこれだけは言っておきたいということがございましたらお願いします。

#### [委員]

委員が言われたことにとても感激しています。条例を作ったときに制定に至るプロセス、なぜ必要なのかという理由をしっかり言っていただきたい。これは事務局にお願いすることでしょうが、制定に至るプロセスとなぜ必要なのかを強く説明してもらって、県民全体がなるほどという状況を作りだしてほしいです。

WGに参加したときに、条例にはいろんな縛りなどの作法があって、わかりやすくしてほしいと思っていますが、それには限界があって、うまくいきにくいと思ったときに、理念を具現化する施策をしっかりしていってほしいと強く思いました。

議会やいろんなところで説明するときに、他府県がどうだとか、近畿6府県のうちで4 県がしているという理由ではなく、お付き合いで作る条例ではないということをしっかり 言ってほしい。

教育をする上では、子どもが小さい柔軟な感性を持ち得るときに、しっかり人も自分も 大切にするということを教えていかないといけないということを改めて思いました。教育 分野で頑張りたいと思います。

## [委員]

私も民間企業の立場としてこの会議に出席していますが、福祉分野でということも私も そこにおりましたので、とても違和感を感じています。

前回のWGに出席してから漠然と考えていることですが、障害者施策推進協議会や条例 検討専門分科会、当事者の意見もしっかり参考にするということで、当事者参画で進めて おられるが、例えば生きづらさ、ひきこもりの方が当事者として参画して、この条例が自分のことと思えるのかどうかが気になりはじめています。委員がおっしゃるように自分の意見としてこの条例が自分のものである、自分のものでないということを当事者の視点で考えてほしいと思いました。

## [委員]

おっしゃっていたことを前提にしながらですが、ひとつは福祉の枠の中ではいけないとずっと思っていて、基本的なところで自由にできなかったり、権利条約の中にもある他の者との平等が当たり前でなかったりするということがダメだと思っていて、それを前提にしながら、解決の仕組みを彦根市でヒューマンアクターという人が人権啓発委員としておられて、おばあさんと二人暮らしのある知的障害の作業所に行っておられる方がとても困っておられました。

その時にたまたま近所にヒューマンアクターがおられて、相談されて、作業所行って1 万いくらの給料だということ聞いてで、なぜそんなところでそんな給料しかもらえない働きぶりをしているのかという切り口で相談を受けて、ハローワークに行って仕事を探すことを紹介されました。その方は今、障害者雇用ですが、一般就労で働けるようになって作業所をやめておられるのですが、相談できる人も相談を受ける側も今までのある福祉の枠組みの中で相談すると、作業所が当たり前と受け止められてしまう、福祉はそれが当たり前と受け止められてしまうと、本人の感覚や世の中の感覚とずれてしまうことが多くあると思って、そのずれをなくしていくというのがこの条例だと思っておりまして、相談できる枠組み、これは労働、雇用、作業所も問題だが、その相談を受ける仕組みのところの受ける側も当たり前に考えられる人が受けられるあり方を考えていかないといけない。

## [委員]

ありがとうございます。ここまで時間がおしてまいりまして、条例検討の進め方や法の 補完部分で議論ができていないところを今後どのように進めていくのかということをご意 見がございましたらお願いしたいと思います。

## 〔委員〕

条例がどちらの方向にいくのかが心配です。すべての人を網羅しようとしすぎて、実際 問題として差別と闘うというツールになり得ないのではないかという心配があります。

何も障害者だけが権利を主張したらそれでいいとは思っていないが、広げることによって、例えば生きづらさという意味では私は障害を持っていて生きづらいということはない、生きづらいという表現ではなくて、差別は不条理、利にかなわない関係性、おかしいとか無性に腹が立つとか自分が人間として尊厳されていないということの噴出なので、差別と闘うための条例でなければいけない。これは差別をなくす福祉サービスの条例ではない、今までの条例の中では画期的な戦うためのツールとしての条例になるのかどうかということ、どんな形の条例づくりかということをその方向性を次回はもっとつめていなないと最終的には不満足なものになってしまうのではないかという懸念を抱いています。

## 〔委員〕

不均等待遇という言葉ですが、その言葉をWGで初めて聞いて、そのときはいい言葉だと思ったのですが、平等にしてということなので、平等にしてということであれば他の人も平等にしていないからいいと逆に差別が起こってしまう可能性もあるのではないかと気になりだしたので言わせていただきました。

#### 〔委員〕

差別禁止部会での整理でいうと、不均等待遇だけでなく、不均等待遇と合理的配慮をしないこと、この2つを「差別」にしましょうということで、不均等待遇というのは他の人と違う取扱いはおかしいじゃないかということが不均等待遇で、それ以上何もしてもらえないのかというということに関しては合理的配慮の部分なので両方がカバーされています。

## [委員]

これからのことですが、WGでまだまだつめていないところもあると思いますので、WGを開催し、第3回の分科会までにつめていく形をとらせていただき、①、②のWGは合同で開催してもいいのかと思っていますし、WG③は最後の相談の仕組みをもう少し議論

をしたいというのがございました、WG④は生きづらさ範囲というところでどの範囲であるかという進め方があると思いますので、第3回分科会までに設けていただき、進めていきたいと思います。

なお、本日ご欠席の渡邉分科会長から、年度内に条例の骨格案をとりまとめていくというスケジュールを考えると、本日の議論を踏まえて、今後の条例の方向性等に関して、各委員の皆さんから意見を伺うべきではないかと提案がありましたので、意見照会の文書をお配りしております。

こちらの文書は、後程、事務局からメールで各委員にお送りしますので、意見を記載の 上、事務局まで提出をお願いします。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして熱心にご議論いただきありがとう ございました。まだまだご意見等もあろうかと存じますが、時間に限りがございますので、 ここで終了させていただきます。

それでは、司会を事務局へお返しします。

## [司会]

本日は、委員の皆様から貴重な御意見をたまわり誠にありがとうございました。

皆様からいただいた御意見等の趣旨を踏まえ、今後の条例検討を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

なお、第3回目の分科会は平成30年1月頃の開催を予定しております。また事務局から 日程調整をさせていただきますので、ご協力いただきますようお願いします。

以上を持ちまして、本日の分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。